

2 医国第 17118 号
令和 2 年 6 月 3 日

香川県歯科技工士会 御中

香川県知事 浜田 恵造



「感染予防対策期」の対策について

5月25日、新型コロナウイルス感染症にかかる特別措置法に基づく緊急事態宣言が、すべての都道府県において解除されたことを踏まえ、本県においても5月26日に「香川県感染警戒宣言」を解除し、今後の期間を「感染予防対策期」と位置付け、必要な対応を図っていくことといたしました。

4月7日に、東京都など7都府県に緊急事態宣言が発令されてから約50日間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、県民の皆様あるいは国民の皆様が一丸となって、外出の自粛などのご協力をいただいたことが、緊急事態の解除につながったものと考えております。皆様の御協力に、心から感謝申し上げます。

皆様方のおかげをもちまして、ひとまず、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の大きな波を収束の方向に向かわせることができましたが、この感染症に対しても、今後も、第2波、第3波に備えた長丁場の取組みが必要です。再び感染拡大を招き、今までの努力が無駄になることは避けなければなりません。

一方で、新型コロナウイルス感染症は、社会経済に大きな影響を与えました。これからは、感染拡大を防止しつつ、社会経済活動を維持・回復させ、県民の皆様の暮らしと営みを守ることが求められています。

県といたしましては、これから「感染予防対策期」において、県民の皆様に「新しい生活様式」が定着することや事業者の皆様に適切な感染防止対策を講じていただくことを前提として移行期間を設け、一定の安全性が確保されることを確認しながら、これまでの自粛等の協力依頼を段階的に緩和しつつ、社会経済活動のレベルを引き上げてまいりたいと考えております。

貴職におかれましては、こうした状況を御理解いただき、「感染予防対策期における対策について」(別紙1)について、貴社(団体)の職員の皆様及び関係先への周知につきまして、御協力をお願い申し上げます。

また、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染防止対策を徹底していくこと店舗等の事業所に掲示して、利用者に周知していただくための掲示内容の様式(別紙2)を作成しましたので、御活用ください。

〔 様式ダウンロードページの URL:

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_6/dir1_6_1/wjqohf200526172044.shtml 〕

感染予防対策期における対策について

令和2年5月26日
令和2年6月1日改正

○対策の考え方

緊急事態宣言が解除された後は、国の基本的対処方針（5月25日変更）に沿って、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、本県の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や催物（イベント等）の開催制限等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。

移行期間は、概ね3週間ごと（①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）として、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限等を段階的に緩和する。

なお、③の期間終了後の取扱いについては、今後検討する。

1. 県民への協力依頼等

(1) 外出の自粛等

○都道府県をまたぐ不要不急の移動は、5月末までは感染拡大防止の観点から避けるよう協力依頼

○6月1日から①の期間（6月18日まで）においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道県であった地域（5都道県）との間の移動は、慎重に検討するよう協力依頼

○これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、感染防止対策の徹底等により一定の安全性が確保されるまでは、感染拡大防止の観点から避けるよう協力依頼（ガイドラインの徹底等を前提として、外出の自粛要請等の緩和を今後検討）

(2) 新しい生活様式の徹底

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続を働きかけ

別添1：「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

別添2：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

2. 事業者への協力依頼等

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼

別添3：業種別ガイドライン

別添4：今後における適切な感染防止対策

※県外客の利用自粛を促す対策、特売・ポイントセールの自粛は協力依頼しない

○引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを推進することを協力依頼

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを依頼

3. 催物（イベント等）の開催

○5月末までは、一定人数以下※のイベント等を開催する場合は、県外からの参加者を極力減らし、適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を講じることを協力依頼

※屋内では100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること

屋外では200人以下、かつ人ととの距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安

○6月1日以後の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、①～③の期間ごとに、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。

別添5：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

4. 県有施設等における対応

○栗林公園、県民ホール（大・小ホール）、サンメッセ香川（大・小展示場）等、これまで原則休館としていた県有施設等については、適切な感染防止対策を講じた上で、準備が整い次第、開館

5. 観光振興

○観光振興の観点から人の移動については、まずは、県内観光の振興から取り組むこととし（①の期間からを想定）、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施する（②の期間からを想定）。

人との接觸を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

- 1 ビデオ通話でオンライン帰省
 - 2 スーパーは1人または少人数ですいている時間には
 - 3 ジョギングは少人数で公園はすいだ時間、場所を選ぶ
 - 4 待てる買い物は通販で
 - 5 飲み会はオンラインで
 - 6 診療は遠隔診療
定期受診は間隔を調整
 - 7 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
 - 8 飲食は持ち帰り、宅配も
 - 9 仕事は在宅勤務
通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のために
 - 10 会話はマスクをつけて
- 3つの密を避けましょう**
1. 換気の悪い密閉空間
 2. 多数が集まる密集場所
 3. 間近で会話や発声をする密接場面
- 別添1

「新しい生活様式」の実践例

別添2

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m） 空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 洗いは30秒程度かけて水と石鹼で丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 3密の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝、体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違う時は距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 歩くや自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスク

今後における適切な感染防止対策

目的	具体的な取り組み例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・他人と公用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒・手や口が触れるようなものの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒・会話時には距離を確保し、対面時にはパーテーションを設置するなどして感染を防止
飛沫感染、接触感染の防止	

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

時期	コサート等	展示会等	プロスポーツ等		全国的・広域的	お祭り・野外フェス等 地域の行事
			(全国的な移動を伴うもの)	(△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意		
【移行期間】 ①の期間 ～6月18日	○ 【100人又は50% (注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	×	×	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
②の期間 ①の期間から 約3週間後 (6.19～7.9)	○ 【1,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後ににおける選手等の行動管理	○ 【無観客】(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後ににおける選手等の行動管理	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後ににおける選手・観客等の行動管理
③の期間 ②の期間から 約3週間後 (7.10～7.31)	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後ににおける選手・観客等の行動管理	○ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後ににおける選手・観客等の行動管理
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 ③の期間から 約3週間後 (8.1を目標)	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて判断	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて判断		

(注) 屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔 (できれば2m) を確保
③の期間終了後の取扱いについては、今後検討

新型コロナウイルス うつらない、うつさない

当事業所は、_____が策定した、感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止対策を実施しています。

- 従業員の**体調確認**を徹底します。
- 三つの「密」**（密閉・密集・密接）の防止を徹底します。
(十分な間隔の確保、換気を行う)
- 飛沫感染、接触感染の防止を徹底します。
(マスク着用、手指の消毒の励行)

その他、以下のような対策を実施します。

-
-
-

御理解と御協力を願いいたします。

事業所名